

I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
住民主体のリアル避難所運営訓練補助業務
- (2) 業務内容
住民主体のリアル避難所運営訓練補助業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。
- (3) 業務委託期間
契約締結日から令和9年2月28日(日)

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、(1)から(7)までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者のうち、営業種目「イベント」中の「イベント運営」に登録されている者
- (3) (2)の審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者
- (4) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていない者
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
- (7) 過去1年以内に国又は地方公共団体と締結した業務委託契約において、契約解除条項に基づく契約解除をされたことのない者

3 入札説明書及び仕様書の交付

徳島県ホームページにおいて無償で配布する。

4 問合せ等

- (1) この入札についての問合せ先
徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階
徳島県危機管理部防災対策推進課被災者支援推進室 被災者支援推進担当
電話 088-621-2108
ファクシミリ 088-621-2987
電子メールアドレス bousaitaisakusuishinka@pref.tokushima.lg.jp
- (2) 問合せについての受付期間
問合せについては、ファクシミリ及び電子メールによるものとする。
ファクシミリについては別紙「IV仕様書に関する質問書」を使用して問合せを行うこと。
なお、期間についてはおおむね条件付き一般競争入札参加申込書の提出期限の3日前までとする。これ以降の問合せについては回答できない場合がある。

5 入札参加の申込みについて

入札に参加しようとする者は、条件付き一般競争入札参加申込書を次に定めるところにより提出すること。

なお、県から説明や書類の追加提出を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 提出期限

令和8年9月16日(水)午後5時

(2) 提出場所

徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階

徳島県危機管理部防災対策推進課被災者支援推進室 被災者支援推進担当

(3) 提出方法

持参

6 入札手続等

(1) 入札及び開札執行の日時及び場所

① 日時

令和8年9月18日(金)午前10時

② 場所

徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階 405会議室

③ 入札書の提出方法

持参

(2) 入札の方法等

① 入札の方法

「住民主体のリアル避難所運営訓練補助業務の総価」で行う。

② 入札書の作成、提出等

入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

ア 入札書には、入札金額、入札業務、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

イ 文字は全て「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

代金の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札参加者は、業務内容、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

オ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

(ア) 入札参加者は、住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)を記載すること。

(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)並びに代理人の住所、氏名を記載すること。

カ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

③再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

また、再度入札を行う場合においては、第1回目の入札前に提出した参加資格確認申込書等証明書類の変更をしてはならない。

(3) 入札手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

①2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札

②記名のない入札

③入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札

ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。

イ 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの。

ウ 「入札業務」で業務名の記載のないもの、又は記載を誤ったもの

エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。

④同一事項に対してした2通以上の入札

⑤他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札

⑥代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

⑦郵送によりした入札

⑧前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(6) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(7) 落札

有効な入札書を提出し、かつ、5の条件付き一般競争入札参加申込書の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した業務を履行できると認めたものであって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項

契約書(案)によることとする。

(3) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階

徳島県危機管理部防災対策推進課被災者支援推進室 被災者支援推進担当

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) その他

落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。

落札者が、落札後に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。また、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

8 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、別紙「Ⅱ 提出書類一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できない。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。

Ⅱ 提出書類一覧表

1 「条件付き一般競争入札参加申込書」提出時

①条件付き一般競争入札参加申込書 1通

申込書には、「入札参加者の住所、商号又は名称、代表者職名、代表者氏名」を記入すること。

2 入札書提出時

①入札書 1通

入札書を封筒に入れ「入札案件 住民主体のリアル避難所運営訓練補助業務」と記載すること。

②委任状(代理人が入札する場合) 1通

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

3 再入札時

①入札書及び封筒の予備 1通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えること。

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

条件付き一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住所

商号又は名称

代表者 職・氏名

当社は令和 年 月 日に実施される「住民主体のリアル避難所運営訓練補助業務」の入札に参加します。

また、参加申込に当たって、当社は、入札説明書に定められた参加資格の要件を全て満たすことを宣誓します。

担当部署	
担当者氏名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

入 札 書

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入 札 金 額										

入 札 業 務 住 民 主 体 の リ ア ル 避 難 所 運 営 訓 練 補 助 業 務

入 札 保 証 金 免 除

上 記 の 金 額 で 供 給 し た い の で 、 徳 島 県 契 約 事 務 規 則 （ 昭 和 3 9 年 徳 島 県 規 則 第 3 9 号 ） に よ り 入 札 し ま す 。

令 和 年 月 日

住 所

氏 名

徳 島 県 知 事 殿

入札書記載例

■ 代表者本人が入札するとき

入札書

入札金額

¥	3	4	5	2	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---

入札物件 ○○○○ 一式

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和○年○月○日

住所 徳島県徳島市万代町1-1
徳島県庁株式会社
氏名 役職名 徳島 太郎

徳島県知事 殿

¥マークを付すこと
(ない場合は無効)

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

■ 代理人が入札するとき

入札書

入札金額

¥	3	4	5	2	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---

入札物件 ○○○○ 一式

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和○年○月○日

住所 徳島県徳島市万代町1-1
徳島県庁株式会社
氏名 役職名 徳島 太郎

代理人 住所 ○○○○○
氏名 阿波 次郎

徳島県知事 殿

¥マークを付すこと
(ない場合は無効)

「代理人」と記入
(ない場合は無効)

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

役職名の記載が無い場合
又は申請時の役職名と
異なる記載の場合は無効
(含個人事業者)

住所、会社名、代表者役職・氏名
を記入

代理人の住所、氏名は、委任状と同じ
内容を記載すること。

令和 年 月 日

委 任 状

徳島県知事 殿

委任者 住所

氏名

受任者 住所

氏名

私は、 を代理人とし徳島県が令和 年 月 日に執行する住民主体のリアル避難所運営訓練補助業務の入札に関する一切の権限を委任します。

委任状記載例

令和 ○年 ○月 ○日

委任状

所 属 長 殿

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町1-1

徳島県庁株式会社

氏 名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住 所 ○○○○○○○○

- ・住所は代理人の自宅住所を記載
- ・顔写真付きの身分証明書で住所氏名を確認します。

氏 名 阿波 次郎

- ・上記会社の社員の場合は、会社住所、会社名(支社・支店名等)を記載することでも可
- ・顔写真付きの社員証等で、記載内容を確認します。

私は、阿波 次郎を代理人とし徳島県が令和 ○○年 ○○月 ○○日に執行する『 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 』の入札に関する一切の権限を委任します。

IV仕様書に関する質問書

令和 年 月 日

物件名：住民主体のリアル避難所運営訓練補助業務

商号又は名称 _____

連絡先 電話 _____

 ファクシミリ _____

 E-mail _____

質 問 項 目	
内 容	

(案)

委 託 契 約 書

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託業務の目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）委 託 業 務 名 住民主体のリアル避難所運営訓練補助業務

（2）委託業務の内容 別添仕様書のとおり

（委託業務の処理）

第2条 乙は、前条第2号に規定する仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、契約締結日の翌日から令和9年2月28日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金〇〇〇〇円とする。（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇〇〇円）

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の調査等）

第6条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

（委託業務の内容の変更）

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（委託業務の完了報告）

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、委託業務完了後速やかに甲が指定する様式による委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

（検査等）

第9条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、検査しなければならない。

2 検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、委託業務検査調書を作成し、委託業務の完了確認を行う。

3 甲は、第1項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

4 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(案)

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条第2項又は第4項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(再委託等の禁止)

第11条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則(昭和39年徳島県規則第23号)第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(契約解除等)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。

(5) 契約条項に違反したとき。

(6) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において甲に損害があるときは、乙に賠償を請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する委託料を乙に支払うものとする。

4 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(案)

(個人情報の保護)

第16条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 後藤田 正純

乙 ○○○○○○○○○
○○○○
○○○○

住民主体のリアル避難所運営訓練補助業務仕様書

1 委託業務名

住民主体のリアル避難所運営訓練補助業務

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年2月28日まで

3 業務の目的

冬期における停電や断水といったリアルな状況を想定した避難生活を疑似体験することで、参加者が避難所の生活環境向上を「我が事」として捉える機会を創出し、地域防災力の強化を図ることを目的とした「住民主体のリアル避難所運営訓練」を円滑に実施するため、事前準備や諸経費の精算等を行うもの。

4 訓練概要

(1)実施場所

まぜのおかオートキャンプ場体育館（徳島県海部郡海陽町浅川字西福良 43）

(2)実施日

令和8年11月28日（土）午後1時から同月29日（日）午前11時まで（1泊2日）

(3)参加者

ア 訓練運営：徳島県職員、専門家1名、避難生活支援リーダー／サポーター2名

イ 訓練対象：県内の自主防災組織や消防団に所属する者、その他防災に関心のある者

合計 50名程度

※専門家は避難所の生活環境向上や運営に関するセミナーの講師および訓練の振り返りの進行役を担う。

※避難生活リーダー／サポーターは演習やグループワークにおいて訓練参加者の自発的な行動や発言を促し、リードする役割を担う。

(4)訓練内容

別紙1のとおり、資機材の受入れ、避難所の設営、食事の提供、入浴から就寝に至るまで、避難生活の一連のプロセスを疑似体験する。

5 業務内容

(1)事前準備および運営支援

ア 安全管理の徹底

別紙2のとおり、安全対策を講じること。

イ 実施計画書等の作成

受託者は業務担当者と協議を行い、10月15日（木）までに実施計画書を作成し、次の資料を添付すること。

- ・スタッフ等の名簿、業務責任者等の連絡先一覧
- ・業務工程表
- ・物品、スケジュール等の一覧

ウ 運営に係る人員

訓練当日の運営に係る人員は別紙3を標準とする。なお、状況に応じて人員の追加が必要な場合は、業務担当者と協議を行うこと。

エ 正看護師資格を所有する健康管理スタッフの配置

受託者は参加者の健康管理や体調不良者の応急措置を行うことができる正看護師資格を所有する者を配置すること。なお、健康管理スタッフには病棟やクリニックでの臨床経験が豊富な者を選定すること。

健康管理スタッフは 11 月 28 日（土）午後 1 時から同月 29 日（日）午前 11 時まで、複数名を交代制で勤務させること。

オ 傷害保険への加入手続き、申請等の実施

訓練中の事故に備え、訓練参加者全員を対象とした次の保険に加入すること

- ・ 傷害保険（50 名、死亡 500 万円・入院 5 千円・通院 3 千円程度）
- ・ 損害賠償保険（1 事故につき、対人・対物 1 億円程度）

カ 訓練に必要な物品等の手配等

受託者は、別紙 4 に明示する物品等の手配・購入・訓練会場までの輸送を行うこと。なお、物品等のうち、パーティションテント 50 台、簡易ベッド 50 台、簡易トイレ 5 基については、委託者に納品することとし、状況に応じて追加等が必要な場合は、業務担当者と協議を行うこと。

物品等について、受託者が同等品以上の機能・仕様を有する物品を準備する場合は、事前に業務担当者の承諾を得ること。

キ 参加者募集の広報

受託者は県内の自主防災組織や消防団に所属する者、その他防災に関心のある者を対象に参加者募集の広報を行うこと。

ク 訓練成果の検証

委託者が提示する設問に基づき、参加者を対象としたアンケートの実施および集計を行うとともに、訓練の振り返りにおいて寄せられた参加者の意見の集計を行うこと。

ケ 専門家等の謝金・旅費の精算

受託者は委託者が選定した専門家 1 名に対する謝金・旅費の精算を行うこと。

コ 会場借料の精算

受託者は、訓練会場となる「まぜのおかオートキャンプ場体育館」の借料の精算を行うこと。

サ 食事代の精算

11 月 28 日（土）の夕食は、委託者の要請により訓練に参加したキッチンカー業者が温かい食事を提供することとし、受託者は食事代の精算を行うこと。

シ 会場撤去等

- ・ 撤去した物品等は、受託者が持ち帰ること。なお、物品等のうち、パーティションテント 50 台、簡易ベッド 50 台、簡易トイレ 5 基については、海陽町立宍喰中学校（徳島県海部郡海陽町久保字北田 5 番地）まで輸送すること。
- ・ 物品等の撤去後、会場内のゴミを拾い、会場内で発生したゴミを含めて適切に処分すること。

ス 排泄物の処理等

受託者は仮設トイレおよびトイレカーのし尿汲取りの手配・精算を行うこと。

セ トイレカーの室内清掃費用の手配・精算

受託者はトイレカーの便器、床、壁等の清掃の手配・精算を行うこと。

(2) 成果物の提出

ア 訓練の記録

訓練の状況を記録した写真および編集を施したコンテンツ動画（30 秒程度のショート動画 10 本程度および 30 分程度の全体概要動画 1 本）の電子データを提出する。

- ・動画規格

解像度：1280×720（最小でも幅は 640 ピクセル以上必要）

- ・画像規格

ファイル形式：JPG、GIF、PNG など

画像サイズ：2MB 以下

アスペクト比：16:9

イ 報告書の作成

訓練実施後は、実施内容、アンケートや振り返りの集計結果を盛り込んだ報告書を、紙媒体 1 部及び電子データ（DVD 2 枚）により提出する。

5 その他留意事項

本仕様書に記載のない事項については、協議の上、別途処理すること

(別紙1)

住民主体のリアル避難所運営訓練の内容

日 時		内 容
11 月 28 日 (土)	午前 9 時から 午後 1 時まで	○訓練準備
	午後 1 時から 午後 6 時まで	○専門家によるセミナー ○県の備蓄倉庫より資機材を受入れ ○パーティションテント、簡易ベッドの設置演習 ○災害用トイレの設置演習 ○水循環型シャワー、仮設風呂の設置演習 ○要配慮者スペース、授乳室、キッズスペース等の確保 ○県が所有するトイレカーの配備 ○民間が所有するトイレカーの配備（県より訓練参加要請） ○キッチンカーによる食事の提供（県より訓練参加要請）
	午後 6 時から 午後 9 時まで	○入浴（水循環型シャワー、仮設風呂を使用） ○寒さ対策（石油ストーブ等を活用） ○明かりの確保（ランタン等を活用） ○就寝
11 月 29 日 (日)	午前 7 時から 午前 11 時まで	○朝食 ○片付け ○訓練振り返り ○アンケート記入 ○講評
	午後 1 時まで	○会場撤去

(別紙2)

住民主体のリアル避難所運営訓練 安全管理計画

1 趣 旨

寒さが予想される時期に宿泊を伴う訓練を実施することを踏まえ、以下のことに十分留意し、安全管理を万全にする。

2 安全管理

(1) 訓練計画の策定段階

- ア 万全な訓練実施計画（安全管理計画、安全組織を含む。）、関係資料の策定
- イ 訓練会場の現地確認、施設管理者等との調整
- ウ 訓練参加者の募集時における訓練内容の周知、適任者の選考
- エ 訓練で使用する資器材等の調達・準備における安全確認
- オ 傷害保険への加入手続き、申請等の実施

(2) 訓練前日・当日における準備（撤収も同じ）段階

- ア 人員移動・資器材運搬に必要な車両の安全運行
- イ 訓練会場の安全点検、不安全事項等の除去（気温・湿度等の計測を含む。）
- ウ 訓練で使用する資器材等の安全点検
- エ 訓練会場における訓練企画統制側の認識統一、役割の理解、必要な予行

(3) 訓練実施段階

- ア 無理をしない（させない）訓練の実施
特に、当時の状況により、安全第一を重視した無理のない訓練内容に現場判断で変更することを躊躇しない。
- イ 訓練参加者の独断による訓練会場・資器材等の無理な使用の絶無
（例：明確な指示・説明がなく作業リーダーが不明のまま重量物を少人数で運搬したり資器材の組み立てを行う、切傷の危険がある作業を素手のまま行う、その他）
- ウ 健康管理
 - （ア）訓練参加者等の健康状態の把握
 - （イ）看護師の配置、必要な巡回
 - （ウ）軽易な体操による怪我等の未然防止
 - （エ）暖房を利かせた空間の確保
 - （オ）不測事態発生時（発生予期時）の迅速・適切な対応「見つける⇒判断する⇒対処する」
 - （カ）確実な食事（備蓄飲料水・食料）の喫食、必要な方は常備薬の服用
 - （キ）我慢しない（させない）排尿・排便の徹底
 - （ク）訓練途中のギブアップ制度、ドクターストップ制度の確立、全員への理解の徹底

(4) その他

- ア 見学者等による不用意な発言・助言等の禁止
- イ 訓練会場内は、全期間を通じ、禁酒・禁煙
- ウ 訓練参加者相互の性別・人格等の尊重、セクハラ等の絶無

(別紙 3)

住民主体のリアル避難所運営訓練に係る人員

役割	人数	勤務日時	備考
荷捌き・会場撤去 スタッフ	5名以上	11月29日(土) 午前9時から 11月30日(日) 午前11時まで	注1
進捗管理スタッフ	2名以上	11月29日(土) 午後1時から 11月30日(日) 午前11時まで	注2
健康管理スタッフ	2名	11月29日(木) 午後1時から 11月30日(金) 午前11時まで	注3 注4

注1 人数及び勤務時間については、別途業務担当員と協議の上決定すること。

注2 人数及び勤務時間については、別途業務担当員と協議の上決定すること。

注3 複数名を交代制で配置すること。

注4 正看護師資格を所有し、病棟やクリニックでの臨床経験が豊富な者を選定すること。

(別紙４)

住民主体のリアル避難所運営訓練における委託業者準備物一覧

資機材名	数量	備考
パーティションテント	50 台	県が指定した製品を購入
簡易ベッド	50 台	同上
毛布	50 枚	
灯油	72 L	
簡易トイレ	5 基	テント含む
メガホン型拡声器	2 台	
飲料水 (500ml)	300 本	
非常用おにぎり	50 食	水、お湯、加熱などによる調理が不要で開封後にそのまま食せるもの
非常用スープ	50 食	お湯を注ぐだけで調理可能なもの (たまごスープ、わかめスープ、味噌汁など)
やかん	4 個	非常用スープの調理に使用
カセットコンロ	4 個	同上
カセットボンベ	6 本	同上
ランタン	30 個	
トイレ備品	250 回分	トイレットペーパー、便袋、凝固剤
トイレ消臭剤	6 本	
サニタリーボックス	4 個	
カイロ	50 個	
海陽町指定ごみ袋	30 枚	
ティッシュペーパー	2 パック	
タオル	50 枚	
ボディソープ	4 本	ポンプボトル式 (容量 400～500ml 程度)
リンスインシャンプー	4 本	ポンプボトル式 (容量 400～500ml 程度)
歯磨きセット	50 個	
手指消毒液	5 個	
マスク	100 枚	
仮設トイレ	1 基	
石油ストーブ	5 台	
電気ストーブ	2 台	

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

（適正管理）

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

(資料等の返還又は廃棄)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。